

## 留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、市民団体等が適切な感染防止対策を講じた上で行う自主活動や地域・社会に貢献する活動に対して、予算の範囲内において、留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、留萌市補助金等交付規則（平成15年1月27日規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市民団体等とする。

- (1) NPO法人や市民活動団体、町内（自治）会等の任意団体
- (2) 3人以上の構成員を有していること
- (3) 市内に活動拠点を有し、又は市内で主要な活動が行われていること
- (4) 定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること
- (5) 政治的活動、宗教的活動を行う団体ではないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 自主的かつ自発的に取り組み、広く市民が鑑賞または参加できる活動であること
- (2) コロナ禍における市民支援など、地域・社会貢献を目的として実施する活動であること

2 前項に規定する事業は、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 法令や公序良俗に反する内容の活動ではないこと
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止対策を講じた上で行われる活動であること

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が事業実施に直接要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象外経費とする。

- (1) 団体の経常的な運営にかかる経費
- (2) 他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品購入費
- (3) 団体の飲食にかかる経費
- (4) 団体の事務所等の維持管理費
- (5) 団体の構成員に対する人件費

(6) 団体が支払ったことが明確に確認できない経費

2 補助対象事業に他の団体からの補助金その他の収入があるときは、補助対象経費から当該収入の額を控除した金額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付額は、対象団体1団体につき対象経費の額が20万円を超えない場合は、対象経費の額に相当する額とし、対象経費の額が20万円を超える場合は、20万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、対象団体1団体につき1回限りとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則及び規約
- (4) 役員名簿

2 令和3年度中に事業を実施した団体でかつ、第2条及び第3条各号の要件を満たしている団体については、事業実施時まで遡って補助金の申請をすることができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めたときは、交付決定を行い、留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 申請者が補助事業を変更しようとするときは、速やかに留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金変更承認申請書(別記第3号様式)と変更内容がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金変更承認決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請者が虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第10条 申請者が補助事業を完了したときは、速やかに留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、参考資料

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金確定通知書(別記第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた申請者は、留萌市ウィズコロナ市民活動応援事業補助金請求書(別記第7号様式)により、補助金の支払いを請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。